

STOP！児童虐待

令和6年度児童虐待防止推進月間

あなたの連絡で救われるこどもがいます

あなたの身の周りで「虐待かもしれない」「おかしいな」と感じる事があったら、迷わずご連絡ください。

こどもが自ら助けを求めることは難しい場合もあります。皆さんの勇気ある行動が、こどもの生命や権利を守ることにつながります。

どんなにささいなことでも構いません。結果として虐待ではなかったとしても、その家庭への支援をスタートさせるきっかけにもなります。こどもたちや保護者のために、まずはご一報ください。

【通告時のポイント】

- ✓ 匿名での連絡も可能です
- ✓ 連絡した方の個人情報を守られます
- ✓ 連絡した方の責任は問われません



〈虐待を発見した際の通告先〉

「自分は虐待を受けているのかも」と感じた人も、遠慮なくご連絡ください。

通告機関	電話番号	受付日時
春日部市役所こども相談課	☎048-796-8902	毎週月～金曜日 8:30～17:15 (※祝休日・年末年始を除く)
庄和総合支所 福祉・健康保険担当	☎048-746-1111 (内線7044～7047)	
越谷児童相談所	☎048-975-4152	毎週月～金曜日 8:30～18:15 (※祝休日・年末年始を除く)
児童相談所 虐待対応ダイヤル	☎189 (いちはやく) ※通話料無料 近くの児童相談所につながります	毎日24時間利用可
春日部警察署 警察本部	☎048-734-0110 ☎110	



児童虐待とは？

児童虐待には4つの種類があります。

◆心理的虐待

- ・無視、拒否的な態度を取る
- ・罵声を浴びせる、怒鳴る
- ・言葉で脅す
- ・こどもの目の前での夫婦喧嘩やDV
- ・きょうだい間で極端に差別するなど



◆身体的虐待

- ・殴る・蹴る・叩く・投げ落とすなどの暴力
- ・激しく揺さぶる
- ・やけどを負わせる
- ・溺れさせる
- ・戸外に閉め出す など



◆ネグレクト

- ・家に閉じこめる（学校に登校させない）
- ・病気になっても病院に連れて行かない
- ・こどもを家に残したまま外出する
- ・自動車の中にこどもを放置する
- ・食事を与えない
- ・ひどく不潔にする など



◆性的虐待

- ・こどもへの性的行為の強要
- ・性器や性的行為を見せる
- ・性器を触る・触らせる
- ・ポルノグラフィの被写体にする など

しつけと虐待は違います

しつけとは、こどもの成長をサポートすることです。
その子らしさを尊重しながら、良いところを伸ばしていきます。
「何をどのようにすればよいのか」を、こどもにも理解できる言葉や見本で伝えることが大切です。



一方、こどもの心や身体を傷つける行為はすべて虐待です。
保護者が「これはしつけだ」「こどものためだ」と思っている、
子どもに耐えがたい苦痛を感じさせる行為は虐待であり、あってはなりません。
しつけのために体罰を加えることは法律で禁止されています。

児童虐待がこどもにもたらす影響

児童虐待を受けたり、見たりすることはこどもの心に深い傷を与え、こどもの成長・発達に悪い影響を及ぼします。

《身体への影響》

- ・後遺症として身体障害が残る
- ・不眠、頭痛や息苦しさ
- ・栄養不良や成長ホルモンへの影響による発育不良
- ・ことばや学習の遅れ など

《心への影響》

- ・人に対する不信感
- ・自己評価が低く、自信が持てない
- ・不安感が強い
- ・虐待されたことがフラッシュバックし、苦痛を感じる など

《生活への影響》

- ・自分自身を傷つける
- ・人間関係がうまく築けない
- ・年齢に見合う生活習慣が身につかない
- ・攻撃的、衝動的な行動
- ・非行や問題行動 など



これらの悪影響は、虐待が終わればなくなるものではありません。専門機関への相談や治療が必要になる場合もあります。

親子からのSOSのサイン

程度や頻度にもよりますが、次のようなサインは親子からのSOSかもしれません。お気づきのことがありましたら、次ページの通告機関へ連絡・相談をお願いします。

《こどもについて》

- いつもこどもの泣き叫ぶ声がする
- 原因のはっきりしない不自然な外傷がみられる
- 極端な栄養障害や発達の遅れがみられる
- ひどく落ち着きがなく情緒が不安定である
- 誰かれなく大人に甘え、人に対する警戒心が薄い
- 家に帰りたがらない など

《保護者について》

- 怒鳴り声やたたくような音が聞こえる
- 小さいこどもを家に置いたまま、よく外出している
- 気分の変動が激しく、こどもや他人に対してかんしゃくを起こすことが多い
- こどもの怪我・病気を医者に診せない
- こどもに対して拒否的、無関心である
- こどもの怪我について不自然な説明をする など

子育てをしている皆さんへ

子育ての不安やストレスは誰もが感じるものですが、それらを抱えたまま育児をしていると、自分でも気づかないうちにこどもの心や身体を傷つけてしまう場合があります。

楽しく子育てをするためにも、ひとりで頑張りすぎずに、周りの人を頼ってみませんか？

誰かに話をしたり、子育て支援のサービスを利用したりすることで、気持ちが楽になるかもしれません。



〈相談先〉 不安なことや悩んでいることがあればお気軽にご相談ください。

相談機関		電話番号	受付日時 (※祝休日、年末年始を除く)
春日部市役所こども相談課		☎048-796-8902	毎週月～金曜日8:30～17:15
家庭 児童 相談 室	市役所内 家庭児童相談室	☎048-736-1111 (内線3963)	毎週月～金曜日 10:00～正午、13:00～16:00
	春日部第1児童センター (エンゼル・ドーム) 内相談室	☎048-755-8190	毎週水・木曜日、毎月第3日曜日 10:00～正午、13:00～16:00
	春日部第2児童センター (グーかすかべ) 内相談室	☎048-754-9140	毎週金曜日 10:00～正午、13:00～16:00
	庄和児童センター (スマイルしょうわ) 内相談室	☎048-718-0088	毎週月曜日 10:00～正午、13:00～16:00
児童相談所相談専用ダイヤル		☎0120-189-783 ※通話料無料	毎日24時間利用可 (※祝休日、年末年始を含む)
埼玉県 子どもスマイルネット		☎048-822-7007	毎日10:30～18:00
親と子どもの悩みごと相談@埼玉		LINEアプリのホーム 画面の検索で「親と子 どもの悩みごと相談@ 埼玉」で検索して追加	毎週月～金曜日9:00～21:00 土・日・祝日9:00～17:00
春日部市SNSつながる相談ネットワーク (※LINEで、学校や友達、家族の ことなどを気軽に相談することができます)		二次元コード からLINE公式 アカウントへ	平日10:00～18:00



子育て情報メールを配信しています！

市では、児童センターで行われるイベントや子育てサロンなどの子育てに関する情報をメールで配信しています。

右記のQRコードからぜひご登録ください。

